

長野県スポーツチャンバラ協会 規約

令和 7 年 7 月 1 日改正

長野県スポーツチャンバラ協会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本協会は、長野県スポーツチャンバラ協会（以下「本協会」という）と称する。

(本部)

第2条 本協会は、長野県上伊那郡箕輪町中箕輪1061番地4に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、公益財団法人日本スポーツチャンバラ協会に加盟し、幼年者から高齢者まで健康維持・増進を図り、護身を体得させ、生涯スポーツとして社会に貢献する人材育成をもって社会に寄与する事を目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) スポーツチャンバラの普及及び振興
- (2) スポーツチャンバラに関する競技会の開催
- (3) スポーツチャンバラに関する指導者及び審判員の養成
- (4) スポーツチャンバラに関する段・級位の認定
- (5) その他目的を達成する為に必要な事業

第3章 会 員

(会員)

第5条 本協会の会員は、次の通りとする。

- (1) 本協会の目的に賛同して、入会を申請、入会金を納入した個人、又は、法人
- (2) 本協会の理事会で推薦を経て認められた者

(資格の喪失)

第6条 会員は、次の事由によりその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡若しくは失踪宣告を受け、又は、法人である会員が解散したとき
- (3) 会費を1年以上滞納しつづけた場合に応じなかったとき

第4章 役 員

(役員)

第7条 本協会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 常任理事 若干名
- (5) 理事 若干名
- (6) 監事 2名
- (7) 事務局長 1名

(会長)

第8条 会長は、理事会で推举する。

(副会長)

第9条 副会長は、理事会で推举し、会長が委嘱する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるとき、又は、欠けたときはその職務を代行する。

(理事長)

第10条 理事長は、理事会で互選し会長が委嘱する。

- 2 理事長は、会長、副会長を補佐し理事会の議決に基づき業務を掌理する。

(常任理事)

第11条 常任理事は、理事会で互選し、会長が委嘱する。

- 2 常任理事は、本協会の常務を執行する。

(理事)

第12条 理事は、理事会を組織し、本会の運用に関わる事項を理事会において議決する。

(監事)

第13条 監事は、理事会で推举し、会長が委嘱する。

- 2 監事は、本規約第6章に定める会計を監査する。

(任期)

第14条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(顧問及び参与)

第15条 本会は、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問は、本会の会長又は副会長であった者、本協会における功労者及び当協会での功績を認めるに足る者の中から理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 参与は、本会の役員であった者の中から理事会の推薦により会長が委嘱する。

(事務局)

第16条 本会は、本会の業務を円滑に遂行するため事務局を置く。

- 2 事務局は、庶務係、会計係をもって構成する。
- 3 事務局は、会長の命を受けて本会の事務及び会計処理を総括する。

第5章 会議

(理事会)

第17条 理事会は、会長・副会長・理事長・常任理事・理事をもって組織とする。

- 2 理事会は、毎年1回以上会長が招集し開催する。
- 3 理事会の議長は理事長とする。
- 4 理事及び監事の総数の3分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があった場合、又は理事長が必要と認めた場合、会長は速やかに理事会を招集し、臨時理事会を開催しなければならない。
- 5 臨時理事会は、本部又は会長が告知する場所に置いて開催するほか、議案を臨時理事会開催の10日前までに郵送又は電磁的記録による方法で役員へ送付し、書面による議決を謀ることができる。

(議決)

第18条 理事会は、役員の過半数が出席しなければ議事を開催することができない。

但し、委任状を提出した者は出席者とみなす。

(議決事項)

第19条 理事会は、この規約に定めるがある事項の他、次のあげる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 規約変更に関する事項
- (4) その他本会の業務に関する事項

(議事録及び署名)

第20条 すべての会議は、議事録を作成し、議長及び出席者2名が署名する。

第6章 会計

(会計年度)

第21条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計規程)

第22条 本協会は、本規約のほか会計規程を別途定める。

(会計)

第23条 本協会の経費は、次にあげる収入をもって、これにあてる。

- (1) 加盟金
- (2) 分担金
- (3) 補助金
- (4) 寄付金
- (5) その他収入

(分担金)

第24条 分担金の納入は、原則として3月の理事会の時とする。

(余剰金)

第25条 会計年度の終わりに余剰金があるときは、翌年度へ繰り越すものとする。

(予算の承認)

第26条 本会の予算は、会計年度の開始前、事務局において作成し、監事による監査を経て、監査報告書を添えて理事会に報告しその承認を得なければならない。

第7章 その他

(規約に定めのない事項)

第27条 本規約に定めのない事項は、理事会において決議するものとする。

付則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

付則

この規約は、令和7年7月1日から施行する。